

意匠分類記号	意匠分類の名称
B1-600	下着

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
B1-60	一	下着
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
定義		
<p>直接肌に身に付け、保温、汗とり、体形を整える等の目的で使用されるもので、下位分類に該当しないものを分類する。</p>		
<p>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠) 和装用の「肌じゅばん」(B1-22)を除く。</p>		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
<p>姿勢を矯正する目的をもった物品のうち、意匠に係る物品の名称が下着であるもの、或いは、下着の役割を兼ねているものはB1-600に分類し、例えば、右図に示すベルト状のものについては、J7-70へ分類する。</p>		
登録 1060985 猫背矯正用補正下着 	B1-600	登録 1118061 姿勢矯正ベルト 
過去に分類した物品の名称		